

令和5年度 市民税・県民税のしおり

明石市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、令和5年度市民税・県民税納税通知書をお送りします。算定の根拠となりました前年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の所得金額、所得控除及び税額の算定方法を納税通知書に記載していますので、内容等をご確認のうえ、各納期限までに納付くださいますようお願いいたします。

目次

1. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について
2. 市民税・県民税が課税される人
3. 市民税・県民税が課税されない人
4. 所得の種類
5. 所得控除の種類
6. 税率
7. 税額控除の種類
8. 税額の計算例
9. 納税の方法について
10. 勤務先を退職等された人へ
11. 市民税・県民税の減免制度について
12. Q&A(よくあるお問合せ)

所得控除(社会保険料)の追加申告について

・給与や年金の源泉徴収票に記載されていない控除がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です(所得税の確定申告をされた人は必要ありません)。また、申告の際は源泉徴収票記載分の控除もあわせて申告が必要です。
・過年度分についても、5年間遡って申告することができます。

減免制度のお知らせ

・失業等により所得が著しく減少し、納税が困難になった人等を対象に、市民税・県民税を減免する制度があります。主な内容は、裏面の「11.市民税・県民税の減免制度について」に掲載しています。
※減免の申請には期限がありますのでご注意ください。

納税通知書についてのお問合せ先
★明石市役所市民税課
☎(078)918-5013(直通)
※「よくあるお問合せ」を裏面「12.Q&A」に掲載していますので、ご覧の上お問合せください。
※「通知書の見方」や「Q&A」は、明石市 市民税 検索

QRコードはこちら→



1. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について

地方税法第321条の7の2の規定により、下記条件に当てはまる人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。次の(1)～(3)の条件等を全て満たす人が、この制度の対象となる人です。

- (1) 令和5年4月1日現在65歳以上(昭和33年4月2日以前生まれ)で、老齢基礎年金等を受給している人。
- (2) 老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を控除した後の額が市民税・県民税の額より大きい人。
- (3) 介護保険料の特別徴収対象者である人。

※対象者の決定は年金保険者から市町村への通知に基づき行います。そのため、上記の条件に当てはまる場合でも、公的年金から特別徴収(引き落とし)されないことがあります。

今年度から特別徴収が開始される人(前年度特別徴収が停止になった人を含む)

・公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

第1期(6月)と第2期(8月)は、納付書等で納めていただきます。

徴収方法	普通徴収(納付書等で納付)	本徴収(公的年金から引き落とし)
納付時期	6月(第1期) 8月(第2期)	10月 12月 2月
年税額60,000円	15,000円 15,000円	10,000円 10,000円 10,000円
	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付	年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から引き落とし

前年度から特別徴収(引き落とし)が継続される人

・前年度は上記であった人が、今年度の公的年金等に係る年税額が63,000円になった場合

前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額を仮の税額として特別徴収します。

徴収方法	仮徴収(公的年金から引き落とし)	本徴収(公的年金から引き落とし)
納付時期	4月 6月 8月	10月 12月 2月
年税額63,000円	10,000円 10,000円 10,000円	11,000円 11,000円 11,000円
	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて引き落とし	年税額から仮徴収税額合計30,000円を差し引いた額33,000円を3回に分けて引き落とし

注意 公的年金等以外の所得(給与・営業・不動産・個人年金・配当など)がある人や、前年度に公的年金からの特別徴収(引き落とし)が停止となった人は、納付書がお手元に届くことがあります。(口座振替や給与からの特別徴収となっている人には、納付書は同封しておりません。)
※裏面の「12.Q&A(よくあるお問合せ)」のQ4をご覧ください。

2. 市民税・県民税が課税される人

- (1) 令和5年1月1日現在、明石市内に住所がある人が納税義務者になります。このため令和5年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和5年度市民税・県民税は明石市に納めていただきます。
令和5年度市民税・県民税の税額は令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得を基に計算されます。
- (2) 令和5年1月1日現在、明石市内に事務所・事業所・店舗のある人は、明石市内に住所がない場合でも環境・消防等の行政サービスを受けていることに対して、令和5年度市民税・県民税の均等割額(5,800円)が課税されます。

3. 市民税・県民税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

- ① 令和5年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人。
- ② 障害者・寡婦・ひとり親・未成年者(平成17年1月3日以後に生まれた人。ただし、婚姻した人を除く。)に該当する人で前年の合計所得金額(注1)が135万円以下の人。
※民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。
- ③ 前年の合計所得金額(注1)が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族【16歳未満含む】の人数)+10万円+21万円(ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、21万円の加算額はありませぬ。)

(2) 所得割が課税されない人

- 前年の総所得金額等(注2)の合計額が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族【16歳未満含む】の人数)+10万円+32万円(ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、32万円の加算額はありませぬ。)
- (注1) 合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額(特別控除前)、分離長期譲渡所得の金額(特別控除前)、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。
- (注2) 総所得金額等とは、純損失及び雑損失の繰越控除後の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額(特別控除前)、分離長期譲渡所得の金額(特別控除前)、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(参考) 均等割と所得割の課税されない所得金額の早見表(5人以上は省略しています。)

(同一生計配偶者+扶養親族)の人数	均等割も所得割も課税されない合計所得金額	所得割の課税されない総所得金額等の合計額
0人	45万円以下	45万円以下
1人	101万円以下	117万円以下
2人	136万円以下	142万円以下
3人	171万円以下	182万円以下
4人	206万円以下	217万円以下

(1)

4. 所得の種類

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費等を差し引き算出します。

なお、市民税・県民税は前年中(令和4年1月～12月)の所得を基に計算します。したがって、退職された場合でも前年中の所得によって市民税・県民税が課税されます。

所得の種類	所得金額の計算方法
① 給与所得	サラリーマンの給与など 収入金額-給与所得控除額-給与所得の金額……※1
② 営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得 収入金額-必要経費=事業所得の金額
③ 農業所得	地代・家賃・権利金など 収入金額-必要経費=不動産所得の金額
④ 不動産所得	公的年金など 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額=(a)……※2 それ以外の収入金額-必要経費=(b) (a)+(b)=雑所得の金額
⑤ 雑所得	預貯金や公社債などの利子 利子収入=利子所得の金額(源泉分離課税されるものは、税額計算の対象外)
⑥ 利子所得	株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額 収入金額-課税資産の取得価額などの経費-特別控除額(最高50万円)=譲渡所得の金額(c) (保有期間が5年を超える長期譲渡所得の場合、(c)×1/2が所得金額になります。)
⑦ 配当所得	土地・家賃・株式以外の資産を売って得た所得 収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)×1/2=一時所得の金額
⑧ 総合譲渡所得	生命保険の満期返戻金など 収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)=一時所得の金額
⑨ 一時所得	土地・家賃などの資産を売った場合が生じる所得 収入金額-必要経費-譲渡資産の取得価額などの経費-特別控除額-譲渡所得の金額(譲渡所得は、保有期間により長期と短期を別に計算します。)
⑩ 分離短期・長期譲渡所得	株式等売った場合が生じる所得 収入金額-必要経費=譲渡所得の金額
⑪ 株式等の譲渡所得	上場株式等の配当等所得 収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額
⑫ 上場株式等の配当等所得	上場株式等の配当など 収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額
⑬ 先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など 収入金額-必要経費-先物取引所得の金額
⑭ 山林所得	山林の伐採・譲渡による所得 収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)=山林所得の金額
⑮ 退職所得	退職金収入-退職所得控除額×1/2=退職所得の金額(源泉分離課税分は対象外)

※1 給与等所得計算表	給与収入	給与所得
	0円～550,999円	所得 0円
	551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
	1,628,000円～1,799,999円	×2.4+100,000円
	1,800,000円～3,599,999円	×2.8-80,000円
	3,600,000円～6,599,999円	×3.2-440,000円
	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円
	8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

※2 公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
65歳未満 533.1.2 以後生まれ	130万円未満	収入 - 600,000円
	130万円～410万円未満	収入×75% - 275,000円
	410万円～770万円未満	収入×85% - 685,000円
	770万円～1,000万円未満	収入×95% - 1,455,000円
65歳以上 533.1.1 以前生まれ	1,000万円以上	収入 - 1,955,000円
	330万円未満	収入 - 1,100,000円
	330万円～410万円未満	収入×75% - 275,000円
	410万円～770万円未満	収入×85% - 685,000円
	770万円～1,000万円未満	収入×95% - 1,455,000円
	1,000万円以上	収入 - 1,955,000円

令和3年度より公的年金以外の所得が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しい内容については、お問い合わせ下さい。

※3 所得金額調整控除
下記1又は2の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。(1)・(2)の両方に該当する場合、①の控除後の金額を控除します。)
① 給与等の収入金額が850万円を超える。次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合。
(1) 本人が特別障害者に該当する (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額(給与等の収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%
② 給与収入及び公的年金収入があり、給与所得控除後の所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円)

5. 所得控除の種類 ※控除の種類により控除額が所得税と異なります。

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気が災害などによる臨時的な出費があったかどうかなどの個人的な事情を考慮して、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっています。

控除の種類	市民税・県民税(令和5年度)	所得税(令和4年分)
雑損控除	(損失額-保険金等による補填額)-(総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い金額(支払った医療費-保険等により補填された額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額) ※ 限度額200万円	支払った特定一般用医薬品等購入費-補填額-1万2千円 ※ 限度額8万8千円
医療費控除	支払った特定一般用医薬品等購入費-補填額-1万2千円 ※ 限度額8万8千円	支払った社会保険料の合計額
選択制 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	支払った特定一般用医薬品等購入費-補填額-1万2千円 ※ 限度額8万8千円	支払った社会保険料の合計額
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額	支払った社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金又は確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体実施する心身障害者扶養共済の掛金	控除額
生命保険料控除	年間支払保険料等 控除額 新契約 平成24年1月1日以後の契約 旧契約 平成23年12月31日以前の契約	年間支払保険料等 控除額 年間支払保険料等 控除額 年間支払保険料等 控除額
地震保険料控除	控除額 支払金額×1/2(限度額25,000円)	控除額 支払金額の全額(限度額50,000円)
長期損害保険料	控除額 年間支払保険料等 控除額 5,000円～15,000円 支払金額×1/2+2,500円 15,001円～10,000円 10,000円	控除額 年間支払保険料等 控除額 年間支払保険料等 控除額 10,001円～20,000円 支払金額×1/2+5,000円 20,001円～15,000円 15,000円
障害者控除	控除額 普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円	控除額 普通障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円
寡婦・ひとり親控除	控除額 寡婦 26万円 ひとり親 30万円	控除額 寡婦 27万円 ひとり親 35万円
勤労学生控除	控除額 26万円	控除額 27万円
配偶者控除	控除額 納税義務者の合計所得金額(年間給与収入) ～900万円(～1,095万円) ～950万円(～1,145万円) ～1,000万円(～1,195万円)	控除額 納税義務者の合計所得金額(年間給与収入) ～900万円(～1,095万円) ～950万円(～1,145万円) ～1,000万円(～1,195万円)
配偶者特別控除	控除額 納税義務者の合計所得金額(年間給与収入) ～900万円(～1,095万円) ～950万円(～1,145万円) ～1,000万円(～1,195万円)	控除額 納税義務者の合計所得金額(年間給与収入) ～900万円(～1,095万円) ～950万円(～1,145万円) ～1,000万円(～1,195万円)
扶養控除	控除額 納税義務者と生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。	控除額 納税義務者と生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。
基礎控除	控除額 年少扶養(16歳未満) 0円 一般 33万円 特定(19歳以上23歳未満) 45万円 老人(70歳以上) 45万円 同居老親等 45万円 上記以外 38万円 納税義務者の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円	控除額 年少扶養(16歳未満) 0円 一般 38万円 特定(19歳以上23歳未満) 63万円 老人(70歳以上) 58万円 同居老親等 48万円 上記以外 48万円 納税義務者の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 48万円 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 2,500万円超 0円

(2)

6. 税率

① 均等割額(税を負担する能力のある人が広く均等に負担するものです。)

市民税	3,500円	※県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる「県民緑税」です。
県民税	2,300円※	

東日本大震災を踏まえて、県や市が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から10年間、市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されました。

② 所得割の税率(所得に応じて負担するものです。)

◎総合課税分

課税所得	市民税	県民税
	6%	4%

◎分離課税分

課税所得	市民税	県民税
一般の長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地の造成等 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
に係る長期譲渡所得 2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産に係る 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
長期譲渡所得 6,000万円超の部分	3%	2%

◎株式譲渡所得等の税率

区分	市民税	県民税
一般株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の配当所得等 ※	3%	2%
先物取引の事業所得・雑所得	3%	2%

7. 税額控除の種類

◎調整控除額

税源移譲に伴う所得税と市民税・県民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税の所得割額から控除します。
※令和3年度より合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されないこととされました。

合計課税所得金額	控除される額の計算	種類	金額	種類	金額
200万円以下の人	次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額	基礎控除	5万円	納税者の合計所得金額	900万円以下
		障害者控除	10万円		
200万円超の人	次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額)	配偶者控除	5万円	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
		扶養控除	18万円		

※上記の表の合計課税所得金額とは、課税標準額(課税される所得金額)のうち、総合課税分、退職所得金額及び山林所得金額の合計額で、長期譲渡所得等の分離課税分に係る課税所得金額は含まれません。

◎税額調整額

非課税標準の金額を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が非課税標準を下回ることはないよう税額を調整する控除です。

◎配当控除額

総合課税分の金額の中に対象となる配当所得がある場合には、算出税額から一定の金額を控除します。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		対象となる配当所得 ①剰余金の配当 ②利益の配当 ③剰余金の分配 ④証券投資信託の収益の分配 ⑤特定株式投資信託の収益の分配
	利益の配当	外貨建等以外の証券投資信託	市民税	県民税	市民税	県民税	
	1.6%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	
	0.8%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	
	0.4%	0.2%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%	

◎住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローン控除)

前年分の所得税において、平成21年以降の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、(1)と(2)のいずれか少ない額を所得割額から控除します。(市民税控除額3/5、県民税控除額2/5)

※住宅ローン控除が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人も対象になりました。

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
- (2) 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)。平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居された人のうち、消費税8%又は10%にて住宅を購入された人、及び令和4年以降に入居された人のうち、消費税10%にて住宅を購入し、かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結している人は所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)。

◎寄附金税額控除額

⑦都道府県、市町村または特別区に対する寄附金(ふるさと納税)

⑧兵庫県共同募金会または日本赤十字社兵庫県支部への寄附金

⑨兵庫県の条例で指定された寄附金

(※県民税のみが寄附金控除の対象となります)

⑩明石市の条例で指定された寄附金

(※市民税のみが寄附金控除の対象となります)

⑪計算のしかた) 次の①②③の合計額を市民税・県民税の所得割から控除します。

①基本控除額
市民税:(寄附金額-2,000円)×6%
県民税:(寄附金額-2,000円)×4%
※対象寄附金額は総所得金額等の合計額の30%が限度

②特別控除額(⑦の寄附金のみ適用)
市民税:(寄附金額-2,000円)×表Aの該当する割合×3/5
県民税:(寄附金額-2,000円)×表Aの該当する割合×2/5
※市民税・県民税の所得割(調整控除後)の20%が限度
※令和元年6月1日以後の寄附金は、総務大臣が適度と認める都道府県または市町村区分のみ特別控除の対象となります。

③申告特別控除額(⑧の寄附金のうち申告特別の申請があったもののみ適用)
市民税:②で求めた市民税特別控除額×表Bの該当する割合
県民税:②で求めた県民税特別控除額×表Bの該当する割合

◎外国税額控除額

外国の法令により所得税や住民税に相当する税を課された場合には国際間の二重課税を調整するために、政令で定める一定額を限度として、所得税から控除できなかった金額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

◎配当割額・株式譲渡所得割額控除額

配当割額・株式譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額・株式譲渡所得割額を税額控除後の市民税・県民税から控除します。 ※確定申告書に配当割額・株式譲渡所得割額の記入がない場合は控除されません。

※納税通知書が送達される日までに、「[特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書]」の様式により、所得税と異なる課税方式の選択を申告できます。(確定申告書で全部の申告不要を選択している場合は提出不要です)

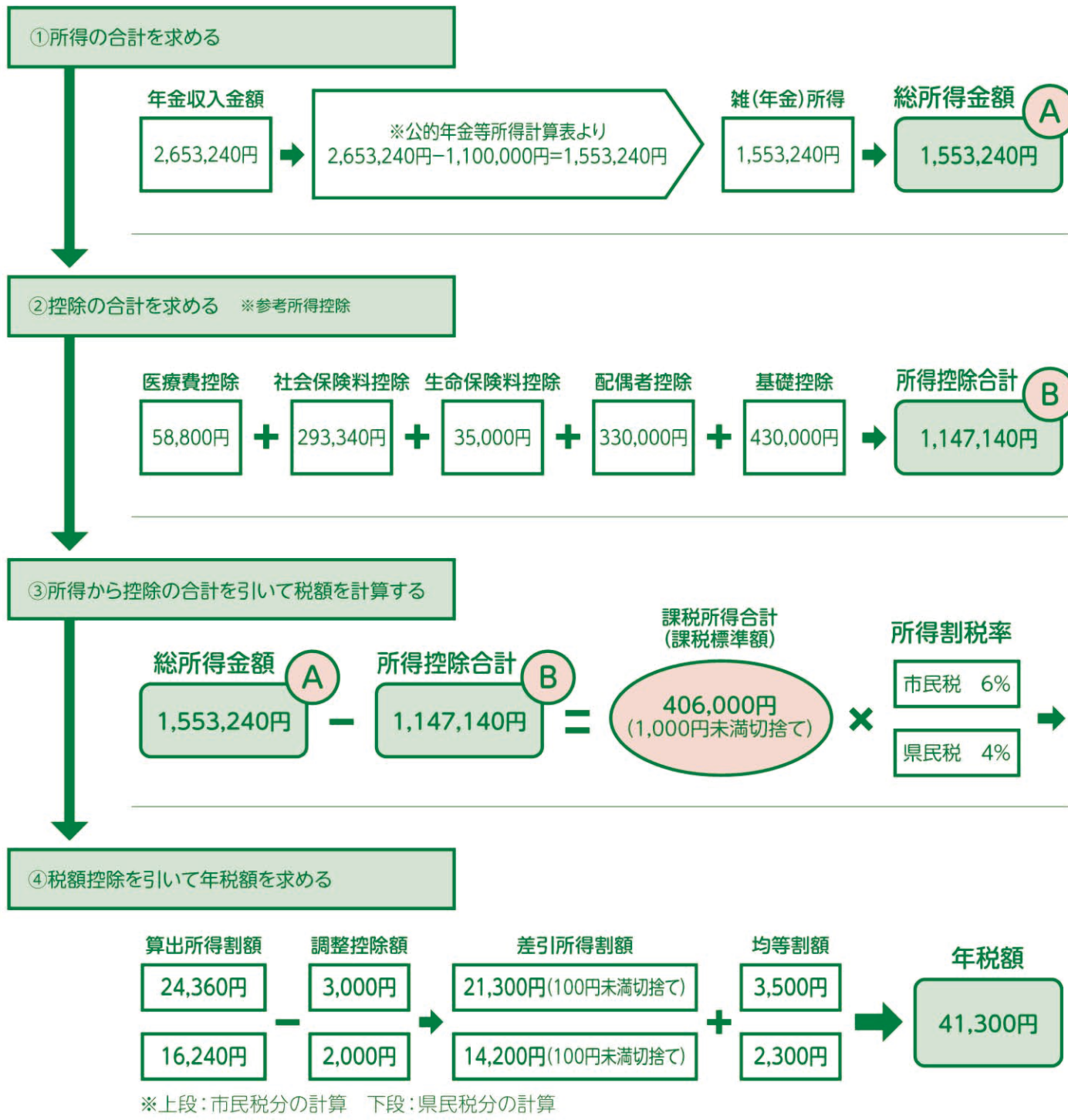
※「次年度以降」令和6年度(令和5年分)から、特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなり、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。(令和4年度税制改正)

(3)

※所得税の確定申告や市民税・県民税申告書を提出した人は、ふるさと納税ワンストップ特別制度の適用が受けられなくりますので、申告時におけるさと納税の申告も併せて行う必要があります。

8. 税額の計算例

明石 太郎さん(昭和30年8月1日生まれ 67歳)の例で計算してみましょう。
 家族構成 本人、妻(62歳) 所得なし
 年金収入 2,653,240円
 控除金額 医療費支払額136,462円 国民健康保険料(介護保険料含む) 293,340円 生命保険料支払額(旧契約一般分) 115,400円



9. 納税の方法について

- 〔給与からの特別徴収〕
会社等給与支払者が納税義務者の毎月(6月～翌年5月)の給与から差し引いたものを市町村に納入する方式です(年税額を12等分します)。
- 〔普通徴収〕
本人に送付された納付書により、年税額を4期(6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日)に分割して納付(口座振替を含む)する方式です。
- 〔公的年金からの特別徴収〕
年金保険者(厚生労働大臣等)が納税義務者の年6回(4月～翌年2月の偶数月)支給の公的年金から差し引いたものを市町村に納入する方式です。(しおり「1. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について」をご覧ください。)
- 〔複数の所得がある場合の徴収〕
上記の徴収を併用して納入する方式です。

例1: 「給与からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの} \\ \hline \text{令和5年度の「年税額」} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{「給与からの特別徴収」} \\ \hline \text{の税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{今回お送りした} \\ \hline \text{「普通徴収」の税額} \\ \hline \text{(銀行等で納付)} \\ \hline \end{array}$$

例2: 「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの} \\ \hline \text{令和5年度の「年税額」} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{「公的年金からの特別徴収」} \\ \hline \text{の税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{今回お送りした} \\ \hline \text{「普通徴収」の税額} \\ \hline \text{(銀行等で納付)} \\ \hline \end{array}$$

例3: 「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの} \\ \hline \text{令和5年度の「年税額」} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{「給与からの特別徴収」} \\ \hline \text{の税額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{「公的年金からの特別徴収」} \\ \hline \text{の税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{今回お送りした} \\ \hline \text{「普通徴収」の税額} \\ \hline \text{(銀行等で納付)} \\ \hline \end{array}$$

現在、会社にお勤めで「普通徴収」の人は「給与からの特別徴収」に変更することができます。

その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて市民税課へご連絡ください。ただし、令和5年4月1日現在、65歳以上の人は、公的年金等の所得にかかる税額について、給与からの特別徴収にすることはできません。

10. 勤務先を退職等された人へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等給与支払者が市役所へ納入することになっています(給与からの特別徴収)。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、その未納額は個人で納付書により直接納付していただきます(普通徴収)。なお、普通徴収の納期は4回(6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日)に分かれており、原則、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

(例) 年税額240,000円の人が8月末日で退職し、勤務先から9月に届出があった人の場合、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期と第4期の2回に分けて、9月から5月までの未納額180,000円を納付していただきます。

【在職中：給料からの差し引き予定額(円)】

年税額	徴収済額			未納額								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	60,000			180,000								

【退職後：納付書により直接納付していただく額(円)】

普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期
180,000	—	—	90,000	90,000
納期	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日

11. 市民税・県民税の減免制度について

次のような理由により納税が著しく困難になった人を対象に、市民税・県民税の減免申請を受け付けています。減免制度の適用を受けるには、申請が必要です。

減免申請のできる人 (注) ①～④に該当される人は、必ず、くわしい申請要件について市民税課へお問い合わせください。

- 令和4年中の給与所得に対して所得割が課税されている人のうち、令和4年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかにあてはまる人。
 - 現在、雇用保険の基本手当を受給している人。(基本手当の支給が既に始まっていること。)
 - 雇用保険の基本手当を受給していた人。(基本手当の支給終了後、引き続き現在も無職であること。)
 - 勤務先を退職後、現在まで3ヶ月以上無職の状態が継続している人。(雇用保険に未加入または公的年金の受給を選択したため 雇用保険の基本手当を受給できない場合。)
- ①②③は給与所得に対して所得割が課税されている人を対象とするため、令和4年中の所得が公的年金収入だけの人や均等割のみ課税されている人は対象となりませんのでご注意ください。

- 令和4年中の給与所得や事業所得に対して所得割が課税されている人のうち、退職・休職・転職・倒産・廃業・コロナ禍の影響により、令和5年中の合計所得金額が令和4年中の譲渡等の一時所得を除く合計所得金額と比べ5割以下に減少している人。(令和4年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注)
(令和5年中1年間の所得が確定した時点で、令和4年中の所得と比較して5割以下に減少しているか判定するため、令和5年中は減免の申請はできませんのでご注意ください。)

- 疾病及び天災・事故等による負債のため、3ヶ月以上引き続き入院または通院の状態、3ヶ月以上無収入の状態が続いている人。(令和4年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注)

- 納税義務者が死亡し、納税義務を承継した相続人のうち、納税が著しく困難であると認められる人。(相続人が納税義務者の事業を継承していないこと、納税義務者・相続人ともに令和4年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注)

- 令和5年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し所得割が課税されている人のうち、令和4年中の合計所得金額が155万円以下の人。(注)

- 災害により被害を受けた人。(注)

- 生活保護法による生活扶助を受けている人。(注)

ご持参いただくもの

- ①・②に該当する人・・・令和5年度市民税・県民税納税通知書
雇用保険受給資格者証
- ③に該当する人・・・令和5年度市民税・県民税納税通知書
退職日が確認できる書類 (市民税課へお問い合わせください。)
- ④～⑥に該当する人・・・市民税課へお問い合わせください。

申請期限

課税される年度の3月31日まで。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、申請期限を延長できる場合があります。申請期限の延長について、くわしくは市民税課へお問い合わせください。

申請場所

明石市役所 市民税課 (西庁舎1階) 明石市中崎1丁目5番1号 ☎(078) 918-5013 (直通)
 大久保市民センター ☪ 大久保町大窪612番地の1
 魚住市民センター ☪ 魚住町西岡500番地の1
 二見市民センター ☪ 二見町東二見457番地の1

納期限までに税金を納付されない場合

①納期限までに税金を納付されない場合には、督促状を発し、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を納付されない場合には、滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

②納期限までに税金を納付されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。)に地方税法で定める割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

12. Q&A (よくあるお問合せ)

Q1 現在、明石市に住んでいないのに、納税通知書が届きましたが？

A 市民税・県民税はその年の1月1日現在に居住している市町村において課税されます。令和5年1月1日は明石市に居住されていたので、令和5年度の市民税・県民税は明石市へ納めていただきます。

Q2 公的年金からの特別徴収(引き落とし)とはなんですか？

A 公的年金から差し引かれて「個人住民税」は明石市に納めていただいている市民税・県民税です。この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。(徴収方法については、しおり「1. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について」をご覧ください。)

Q3 今年度の納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収(引き落とし)税額より多い金額が、4月・6月・8月に徴収されているのは誤りですか？

A 公的年金からの特別徴収制度の仕組みによるもので、計算等の誤りではありません。公的年金からの特別徴収は、仮徴収と本徴収に分かれており、4月・6月・8月については前年度の年税額の2分の1の金額を仮徴収として引き落としすることになっています。(前年度の納税通知書に税額の記載あり。8月分は引き落としされない場合もあります。)そのため、仮徴収として引き落とされた税額よりも、今年度の納税通知書に記載された税額の方が少ない場合は、後日差額を還付させていただきます。4月・6月の差額は、7月末頃から還付のご案内を順次送付し、振込依頼書の返送後、2週間程度でご指定の口座に振込いたします。また、8月に引き落としがあった場合の差額は9月末頃の案内を予定しています。

Q4 公的年金からの特別徴収(引き落とし)がされているにもかかわらず納付書が届きましたか？

A 公的年金からの特別徴収(引き落とし)は「公的年金等所得に係る税額」のみを徴収します。公的年金等以外の所得がある人は、その所得に係る税額を納付書等(口座振替や給与からの特別徴収を含む)で納付していただきます。(しおり「9. 納税の方法について(4) 複数の所得がある場合の徴収」をご覧ください。)
 また、前年度に公的年金からの特別徴収(引き落とし)が停止となった人は、今年度は10月からの特別徴収再開となるため、第1期(6月)と第2期(8月)は納付書等(口座振替を含む)で納付していただきます。(しおり「1. 公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について」をご覧ください。)

Q5 公的年金等収入が400万円以下の場合、申告不要と聞いていたのに税額が上がりましたが？

A 公的年金等収入が400万円以下の人で確定申告が不要の場合であっても、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。(しおり目次のとなり「所得控除(社会保険料等)」の追加申告について)をご覧ください。)

Q6 公的年金等に係る市民税・県民税は給与引き落としできませんか？

A 令和5年4月1日現在65歳以上の人は、平成21年度以降公的年金からの特別徴収制度の導入に伴い、公的年金等にかかる市民税・県民税を給与から差し引くことができなくなりましたので、公的年金からの特別徴収(引き落とし)で納付していただくことになります。
 令和5年4月1日現在65歳未満の人は、公的年金等に係る市民税・県民税を給与引き落としに繰り入れることができます。

Q7 給与収入が103万円以下で無税のはずなのに納税通知書が届きましたか？

A あなたの収入が102万円の場合、所得金額は給与収入102万円から55万円(給与所得控除)を控除した47万円になります。所得税は基礎控除が48万円ですので給与収入に換算すると103万円以下はかかりません。一方、市民税・県民税(住民税)の基礎控除は43万円であり、かつ、非課税の基準額は45万円以下のため、給与収入に換算すると100万円を超えると市民税・県民税が課税されることになります。(しおり「3. 市民税・県民税が課税されない人」をご覧ください。)

給与の収入	あなた自身に税金がかかるか		あなたの配偶者が配偶者控除を受けられるか		あなたの配偶者が配偶者特別控除を受けられるか	
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない				
100万円超 103万円以下	かかる	かからない	受けられる(※)		受けられない	
103万円超 201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない		受けられる(※)	
201万6千円以上	かかる	かかる			受けられない	

※配偶者の給与収入が1,195万円超のときは対象外になります。

Q8 昨年は働いていましたが、現在は無職であるのに納税通知書が届きましたか？

A 市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。令和5年度の市民税・県民税は、あなたが働いておられた令和4年中(1月～12月)の所得を基に計算しているため、現在働かれているかどうかにかかわらず、令和5年6月から納付していただくことになります。

Q9 退職後、同時期に課税年度の異なる2通の納税通知書が届いたのはなぜですか？私は令和5年3月31日に退職しました。その後、6月に令和5年度の納税通知書が送られてきましたが、同じ時期に令和5年度納税通知書(令和4年度課税分)と記載された納税通知書も送られてきました。2通とも納める必要があるのでしょうか？

A 2通の納税通知書は課税年度が異なりますので、別の市民税・県民税とご理解ください。令和5年度分とは、令和4年中の所得に対する市民税・県民税です。一方、令和4年度課税分とは、令和3年中の所得に対する市民税・県民税であり、退職されたことにより4月分と5月分の給与から市民税・県民税を天引きできなくなったためにお送りしました。

Q10 サラリーマンで毎月の給与から特別徴収中であるのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？私はサラリーマンで毎月の給与から市民税・県民税を天引きされているのに、さらに、同じ課税年度の普通徴収の納税通知書が自宅へ送られてきたのはなぜでしょうか？

A サラリーマンで給与所得以外の所得(特に、所得税の確定申告をされた「不動産の譲渡による所得」など)を有する場合には、税額が大きくなるため、特別徴収の給与所得以外の所得分について、普通徴収の納税通知書で納めていただくようお送りしました。なお、この納税通知書では、「1年間の税額の合計」から「特別徴収による税額」を差し引いた「残りの税額」を納付していただくことになっています。

Q11 税額控除(寄附金税額控除額、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額)が適用されていないのですが？

A 市民税・県民税で控除対象となる寄附金(ふるさと納税等)を確定申告書で申告している場合は、確定申告書A第二表「住民税に関する事項」(確定申告書B第二表「住民税・事業税に関する事項」)の「寄附」欄に対象となる寄附金額の正しい記入がないと市民税・県民税で控除を受けることができません。
 また、配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税(配当割額・株式等譲渡所得割額)がある場合も、確定申告書第二表の「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税(配当割額・株式等譲渡所得割額)の記入がないと控除や還付を受けることができません。
 なお、確定申告書に記入することを忘れていた場合は、市民税・県民税の申告書で「寄附金税額控除」や「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」を申告していただくことで控除を受けることができますので、ご相談ください。

その他留意点 市民税・県民税の算定において上場株式等に係る配当所得や譲渡所得等を反映するためには、確定申告書及び市民税・県民税の申告書提出に期限がありますのでご注意ください。